

農地を養殖池とする場合の一時転用許可の取扱いについて

- 錦鯉など、農地を活用して行う養殖業については、地域によっては、農業と一体的に取り組み、地域の主要産業となっている場合があり、地域農業の振興に資することが期待。
- このため、協定で地域農業の振興に資すること等が確保されている場合等は、農地を養殖池に一時転用する場合の一時転用期間について、10年(現行3年)以内に延長。

<一時転用許可の取扱い>

一時転用期間

- ・3年以内 → 10年以内(再許可による期間更新も可)

許可の対象

- ・内水面における水産動植物の養殖のための転用(養殖池に附帯する給排水施設等含む)

要件

- ・容易に農地へ復元可能(コンクリートの打設は不可)
- ・地域農業との関係等に係る市町村との協定の締結
- ・担い手による営農が見込まれない農地であること等

実施時期

- ・3月中に通知を发出

協定

- ①養殖池の利用・管理に関すること
農地への復元に支障が生じないように適切に利用・管理すること等
- ②周辺農地の利用の確保に関すること
用水の処理や飼料等の使用に関する注意事項等
- ③地域農業との関わりに関すること
渇水時の農業用への水の融通、集落の話合いへの参加等
- ④利用廃止及び原状回復に関すること等
養殖池を廃止する場合の報告、農業委員会の指導による原状回復等